

○ 安全・安心を支えるまちづくり

(2) 将来を見据えたインフラ老朽化対策

(国土交通省・財務省・総務省・厚生労働省・経済産業省)

【本市の提案・要望】

- 老朽化が進むインフラ施設の維持管理・更新を推進するための制度の創設・拡充及び財源の確保
- 下水道事業に係る現行の国庫補助制度の継続及び重点的な予算配分の復活

【現状・課題】

- 本市では、道路、橋梁、河川、公園、上下水道、工業用水道、岸壁、防潮堤など膨大な量のインフラ施設を管理しており、かつ、古くから都市化が進んだため、インフラ施設の老朽化が進んでいる。こうしたインフラ施設の維持管理・更新の推進は喫緊の課題となっているが、厳しい財政状況下で施設更新が困難となっている。
- インフラ施設に関しては、本市ではこれまでも道路、橋梁など個別施設毎に維持管理計画を順次策定し、長寿命化を基本とした計画的・効率的な維持管理・更新により中長期的なコストの平準化と抑制に取り組んできている。
- さらに、「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」にて策定）に基づき、本市でも、管理・所管するインフラ施設全体を対象として維持管理・更新を着実に推進するため、平成 27 年 12 月に、本市のインフラ長寿命化行動計画にあたる「大阪市公共施設マネジメント基本方針」を策定した。
- 国においては、個別補助事業創設等により、着実な老朽化対策実施に向けた支援がなされてきた一方で、令和元年度の財政制度審議会において、下水道の汚水施設の改築については、PFI 等の活用も含めた事業の効率化や、汚水管渠等に係る公費投入の効率化を図るべきとの方針が示されたにも関わらず、効率的な手法（PPP/PFI 事業）等による汚水施設の改築に係る事業について、予算重点配分の対象から除外されたままである。
- こうした中、今後もインフラ施設の安全性を確保していくためには、上記の各計画に基づき維持管理・更新を着実に進める必要がある。

(インフラ施設の老朽化対策)

- インフラ施設の長寿命化を図るための維持管理や今後増大が見込まれる更新に要する費用にかかる財源を引き続き確保する必要がある。
- 道路施設、河川管理施設、公園施設及び港湾施設の計画的・効率的な維持管理・更新を推進するため、状態監視を確実に実施するための点検費用の起債充当などの地方債にかかる制度拡充が必要である。また、老朽化による損傷により都市活動に与える影響の大きい施設等について、社会資本総合整備事業及び個別補助事業における交付要件の緩和・重点配分対象施設の拡大・補助率の嵩上げ等、維持管理・更新に係る国庫補助制度等の拡充が必要である。
- 水道及び工業用水道の施設整備事業における交付要件の緩和・補助率の嵩上げ等、維持管理・更新に係る国庫補助制度の拡充が必要である。
- 多種多様な港湾施設の法定点検をより効率的・効果的に行うため、点検にかかるコスト低減が可能な新技術の開発促進と、新技術を実用化するために必要な基準の整備が必要である。

(下水道事業に係る国庫補助制度)

- 下水道事業については、従来から下水道の公共性・公益性を踏まえ、使用者・地方・国、それぞれの責務が明確に示されており、これに基づく費用負担が前提となっている現行の国庫補助制度の継続及び事業の効率的な手法（PPP/PFI 事業）等による汚水施設の改築に係る事業への重点的な予算配分の復活が必要である。

担当：建設局・港湾局・水道局

○地方債にかかる制度の拡充

内容	現状	提案
点検費用に係る地方負担額への起債充当	—	道路、河川管理、公園及び港湾施設の点検費用を起債充当

○交付金・国庫補助制度の拡充

施設	現状	提案
道路	点検に係る交付金の重点配分対象施設（道路橋、門型標識など5施設のみ）	損傷した場合の交通安全上の影響に鑑み、幹線道路の舗装や大型標識（門型を除く）などの点検について、交付金の重点配分対象化することで、老朽化対策を促進
河川	「特定構造物改築事業」対象施設（鋼矢板構造などの特殊堤護岸は対象外）	治水機能上及び背後地等の状況を考慮し、確実に機能確保を図る必要のある区間における特殊堤護岸（鋼構造部分）を対象とする制度を拡充・創設することで、老朽化対策を促進
港湾	法定点検並びに維持管理計画の更新について、交付金の対象外	道路施設と同様に、港湾施設も交付金の対象とすることで、老朽化対策を促進
	防災・安全交付金（「港湾施設改良費統合補助」）について、補助率1/3	補助率を嵩上げすることで、老朽化対策を促進
水道	「水道管路緊急改善事業（生活基盤施設耐震化等交付金）」 ・採択基準（給水収益に占める企業債残高の比率が300%よりも高い等） ・対象施設（布設後40年以上を経過した铸铁管、ダクタイル铸铁管等の基幹管路（導水管・送水管・配水本管））	採択基準を緩和及び対象施設を拡大することで、老朽化対策を促進 ・採択基準を緩和（給水収益に占める企業債残高の比率の低減ないしは当該条件の撤廃） ・対象施設を拡大（基幹管路のみならず、全管路（導水管・送水管・配水本管・配水支管）を対象）
工業水道	「改築事業（工業用水道事業費補助金）」について、最大補助率22.5%	補助率を嵩上げすることで、老朽化対策を促進

○下水道整備に係る影響額（試算）

施設	現状	提案
下水	現行の補助制度を用いて、汚水施設の改築事業（R2予算約250億円）を実施	現行の国庫補助制度の継続

◇R2年度予算における財源内訳

R2年度予算 約524億円					
事業区分	単独事業 約201億円	補助事業 約323億円			
		補助事業（新設） 約71億円		補助事業（改築） 約252億円	
財源	起債など 約201億円	起債 約37億円	国費 約34億円	起債 約124億円	国費 約128億円

汚水施設（雨水排除機能を担う合流式下水道を含む）の改築に係る国費支援 約128億円
（このうち、PPP/PFI事業に係る国費支援 約67億円）

◇地方負担と国費支援の割合

